

宝塚市まちづくり協議会補助金交付要綱

(通則)

第1条 宝塚市まちづくり協議会補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等の取扱いに関する規則（平成元年規則第19号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 補助金は、まちづくり協議会の活動費を補助することにより、地域の様々な活動団体の連携及び協力を図り、もって地域社会における自治意識と連帯感を醸成し、地域課題の解決の促進に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) まちづくり協議会 宝塚市協働のまちづくり推進条例（令和2年条例第35号。以下「推進条例」という。）第5条に規定する組織をいう。
- (2) 広報紙 まちづくり協議会の活動等を広報する地域の情報紙
- (3) 地域ごとのまちづくり計画 推進条例第9条に規定する計画をいう。

(補助対象団体)

第4条 補助対象団体は、まちづくり協議会とする。

(補助金の交付対象)

第5条 補助金の交付対象は、まちづくり協議会が行う次に掲げる事業（以下「補助対象事業」という。）とする。

- (1) まちづくり協議会の組織運営に関する事業
- (2) 広報紙発行に関する事業
- (3) 地域ごとのまちづくり計画に位置付けられた地域事業（地域の連帯感向上や、課題解決に資する事業を含む）

2 補助対象団体は、前項第1号から第3号までのいずれの事業も行わなければならない。

3 第1項第1号から第3号までの補助対象事業費は、別表1のとおりとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲において、補助対象事業費の合計額を上限として、市長が決定するものとする。ただし、限度額は別表2のとおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 5 年 7 月 1 日から施行し、平成 5 年度以降の年度分補助金について適用する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和 8 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 1 年 7 月 1 日から施行し、改正後の宝塚市まちづくり協議会補助金交付要綱の規定は、平成 1 1 年度以後の年度分の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 3 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 5 条第 3 項関係）補助対象事業費

事業費項目
謝 金
交 通 費
雑 役 務 費
印刷製本費
通信運搬費
原 材 料 費
借 上 料
消 耗 品 費
備品購入費
保 険 料
負 担 金
会 議 費
光 熱 水 費
修 繕 費

別表 2（第 6 条関係）補助金の額

まちづくり協議会が範域とする世帯数	限度額(第 5 条第 1 項第 1 号から第 3 号合計)
3,000世帯以下	451,000円
3,001世帯以上5,000世帯以下	556,000円
5,001世帯以上7,000世帯以下	678,000円
7,001世帯以上	818,000円

なお、第 5 条第 1 項第 1 号事業の補助対象事業費は、同条第 1 項第 1 号から第 3 号までの補助対象事業費合計額の 3 割を超えない範囲を目安とする。